

危険有害性情報

- 強い眼刺激。

3. 組成及び成分情報

化学物質／混合物の区分	: 混合物
化学名または一般名	: 情報なし
化学特性(化学式等)	: 情報なし
毒物及び劇物取締法	: 該当せず
成分	:

成分名	CAS No.	含有量(%)	安衛法 通知物質	毒劇 法	PRTR法・備考
シリカ	7631-86-9	30.0~40.0	○	—	
酸化チタン	13463-67-7	10.0~20.0	○	—	

4. 応急措置

吸入した場合

- 蒸気、ガスなどを吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時には、医師に連絡すること。
- 入れ歯をしている場合は外すこと。
- 蒸気、ガスなどを大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当てを受けること。
- 必要なら心配蘇生法(CPR)を行うこと。
- 当該MSDSやラベルを医師に示し、診断を受けること。

皮膚に付着した場合

- 付着物を布にて素早く拭き取る。
- 大量の水および石鹼または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
- 外観に変化が見られたり、刺激、痛みがある場合、気分が悪いときには医師の診断を受けること。

眼に入った場合

- 直ちに、大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- できるだけ早く医師の診察を受けること。

飲み込んだ場合

- 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- 嘔吐物がある場合、気道確保のため、患者をうつ伏せにするか、左側を下にして寝かせる。
- 嘔吐物は飲み込ませないこと。
- 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

応急措置をする者の保護

- 適切な保護具(保護メガネ、防護マスク、手袋等)を着用する。
- 換気を行う。

5. 火災時の措置

消火剤	: 全ての消火剤
使ってはならない消火剤	: —
化学品から生じる特定の危険有害性	: 有害燃焼生成物
特有の消火方法、消火を行うものの保護	
■ 適切な保護具(耐熱性着衣など)を着用すること。	
■ 可燃性のものを周囲からすばやく取り除くこと。	
■ 指定の消火器を使用すること。	

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- 作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグルなど)を着用する。
- 多量漏出時にはエリアから人員を退去させ、風上に移動する。

環境に対する注意事項

- 河川の排出等により、環境への影響を起こさないように注意する。
- 河川、配水管等への汚染が生じる場合には、関係機関に連絡する。

封じ込め及び浄化の方法／機材

- 全ての着火原を取り除くこと。
- 万一着火した場合に備え、適切な消火器を準備する。
- 大量の流出時には、乾燥剤、土で囲い、流出を阻止する。
- 衝撃、静電気で火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- 漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- 不着物、廃棄物等は関係法規に基づいて処置をすること。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- 換気の良い場所で取り扱う。
- 容器はその都度密栓する。
- 周辺でスパーク、高温物の使用を禁止する。
- 静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)を使用する。
- 皮膚、粘膜または着衣に触れたり、眼に入らぬよう適切な保護具を着用する。
- 取扱い後は手・顔などはよく洗い、休憩所などに手袋などの汚染保護具を持ち込まない。
- 作業所は局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。
- 取扱い時には、飲食又は喫煙はしないこと。

保管

- 酸化剤との混在保管は禁止。
- 日光の直射を避ける。
- 容器を密閉して通風の良いところに保管する。
- 火気、熱源からな遠ざけて保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策

- 蒸気の発生源を密閉する設備、または局所排気装置を設ける。
- 取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い、洗眼装置を設け、その位置を明確に表示する。
- 「火気厳禁」「関係者以外立入禁止」等の必要な標識を見やすい場所に提示すること。
- 排気装置を設置し蒸気が滞留しないようにすること。
- 局所排気装置の正しい運転を維持するために、充分な容量の清浄化された空気を作業場に流入することに努める。

保護具

- 密閉された場所では送気マスク、空気呼吸器、酸素呼吸器、有機防毒マスクを適時選択する。
- 保護眼鏡、不浸透性の保護手袋、防護長靴、防護服。
- 静電塗装を行う場合には、通電靴を着用する。
- 作業中の飲食、喫煙はしないこと。飲食、喫煙前には手を洗うこと。

管理濃度／許容濃度

化学物質名	暴露管理基準 ppm	暴露管理基準 mg/m ³	skin	ACGIH_TWA ppm	ACGIH_TWA mg/m ³	skin	IARC
シカ	—	—	—	—	—	—	—
酸化チタン	—	—	—	—	10	—	3

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状態(20℃)	: 液体
色	: 灰色 系
臭い	: 僅かな刺激臭
pH	: 8.5
融点／凝固点	: 情報なし
沸点、初留点、沸騰範囲	: — °C
引火点	: — °C
自然発火温度(発火点)	: 情報なし
燃焼性(固体・ガス)	: 情報なし
燃焼または爆発範囲の上限／下限	: 0.0 / 0 vol %
蒸気圧 Pa (°C)	: 情報なし
蒸気密度	: 情報なし
蒸気速度	: 情報なし
比重(相対密度)	: 1.6 ±0.05
溶解度	
水に対する溶解度	: 情報なし
水に対する溶解性	: 情報なし
溶媒に対する溶解度	: 情報なし
溶媒に対する溶解性	: 情報なし
オクタノール／水分配係数	: 情報なし
分解温度	: 情報なし

10. 安定性および反応性

化学的安定性

- 常温付近で危険な反応はしない。

避けるべき条件

- 知見なし。

混触危険物質

- 知見なし。

危険有害な分解性生成物

- 知見なし。

11. 有害性情報

急性毒性

シカ	: LD50 (経口)	—	—
	LD50 (経皮)	—	—
	LC50 (蒸気)	—	—
	LC50 (粉塵/ミスト)	—	—
酸化チタン	: LD50 (経口)	—	—
	LD50 (経皮)	—	—
	LC50 (蒸気)	—	—
	LC50 (粉塵/ミスト)	—	—

眼に対する重篤な損傷/刺激性

酸化チタン : 区分2B

特定標的臓器/全身毒性—単回暴露

酸化チタン : 区分3 (気道刺激性)

12. 環境影響情報

避けるべき条件

- 漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。
特に製品や洗浄水が地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

水生環境有害性 (慢性毒性)

酸化チタン : 区分4

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

- 廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約(マニフェスト)をして処理をする。
- 塗料製品、廃材料および焼却灰などの一部は、特別管理産業廃棄物の「特定有害産業廃棄物」に該当する法律および関係する法規に準じて行うこと。
- 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- 排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律に従って処理を行うか、委託をすること。
- 廃塗料などを焼却処理をする場合には、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。
または焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。
- 特別管理産業廃棄物(廃油)に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

汚染容器および包装

- 許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。
- 空容器は内容物を完全に除去してから処分する。

14. 輸送上の注意

- 容器にもれのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。
- 取扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。

国連番号 : —

陸上輸送

- 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。

海上輸送

- 船舶安全法に定めるところに従うこと。

航空輸送

- 航空法に定めるところに従うこと。

指針番号 : —

15. 適用法令

消防法

- —

労働安全衛生法

- 57条の2 通知対象物質

高圧ガス取締法

- —

船舶安全法

- —

航空法

- —

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- —

化学物質管理促進法

16. その他の情報

引用文献

- 原材料MSDS
 - 日本塗料工業会編集 『原料物質データベース』
 - 日本塗料工業会編集 :製品安全データシート・ガイドブック (混合物用)
 - オーム社 :溶剤ポケットブック
 - 危険物防災救急便覧
 - 国際化学物質安全カード (ICSC)
-

その他

- このMSDSは、当社の製品を適正にご使用戴くために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常の取扱いを対象としたものです。
- 記載内容は現時点で入手した資料、情報データに基づき作成しておりますが、危険、有害性に関する評価は必ずしも十分なものではありませんので、取扱いには十分注意してください。
- このMSDSは、法令の改正、新しい知見により予告なく改訂することがあります。
- このMSDSは、国の規制を含む(社)日本塗料工業会の基準に基づくものでありますが、地方自治体の規制情報は含まれていませんので、当該自治体の規制に従って対処してください。
- 危険有害成分の濃度(%)表示の幅記載は「以上～未満」を示しています。
- PRTR該当物質については1、2種は1%以上、特定1種は0.1%以上の場合に対象となります。
- 2種については国(事業所管大臣)への報告は不要です。
- 2009年度の報告は旧政令番号での報告となります。
- PRTR政令番号は新政令番号にて記載しております。